

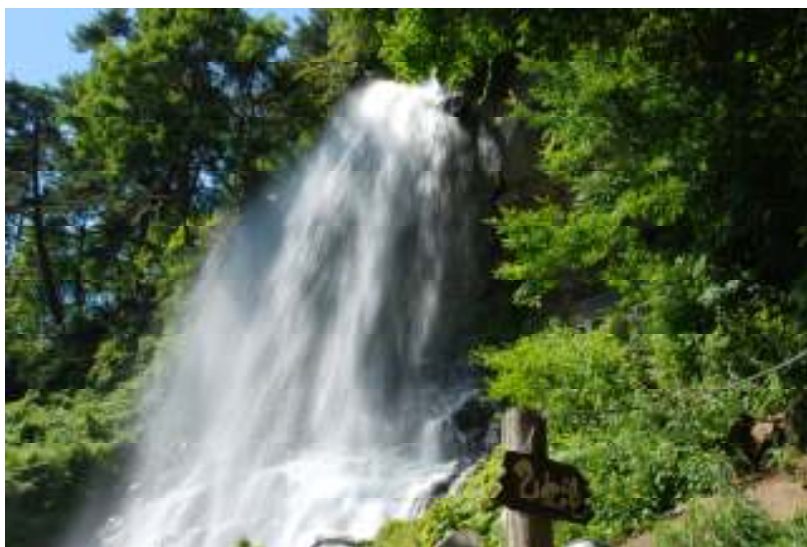
## 拝啓 社長殿



朝倉令子税理士事務所

〒392-0010 長野県諏訪市洪崎 1791 番地 95

TEL 0266-58-3091 / FAX 0266-58-9931



（横谷峡の乙女滝）

### たな卸資産の評価方法の改正

たな卸資産の評価額は、「単価」×「数量」で計算されますが、単価の評価方法には、取得価額で評価する「原価法」と、取得価額と期末時点での時価のいずれか低い方で評価する「低価法」があります。この低価法を採用する際の期末時点での時価評価が、平成19年4月1日以後に開始する事業年度より変更となりました。それ以前は、「再調達価額」（＝期末日の購入価額）だったものが、「正味売却価額」（＝期末日にいくらで売れるか）で時価評価することになりました。

この改正は、「たな卸資産に関する会計基準」において、たな卸資産の評価方法が正味売却価額による低価法に一本化されたことを受けたものです。

しかし、税務上、低価法を採用するためには、届出書の提出が必要です。評価方法の選択をしなかった場合には、「最終仕入原価法による原価法」となります。

評価方法を変更しようとする場合には、変更しようとする事業年度開始の日の前日までに、税務署長に変更承認申請書を提出して承認を受ける必要があります。ただし、一度選択した評価方法は、おおむね3年間は継続して適用する必要があります。

価値の下がった在庫を取得価額のままで評価するということは、売上原価が少なくなり、売上総利益がふくらみます。低価法を採用すれば、時価（期末日にいくらで売れるか）で評価できることとなり、実態のない利益を計上しなくてもすみます。

税制改正情報 第17号 ふるさと納税制度の創設 ②

今月は、ふるさと納税制度について、モデルケースを基に、具体的な計算例をみていきましょう。

総所得金額等が700万円（所得税の限界税率23%）の方が、地方公共団体に10万円の寄附をした場合、個人住民税における税額控除額は次のようになります。

**(1) 寄附金控除**

$[\text{対象となる寄附金(イ)} - 5,000 \text{円}] \times 10\% = \text{控除額}$

(イ) 総所得金額等の30%が限度となります。

\* 計算例

$7,000,000 \text{円} \times 30\% = 2,100,000 \text{円} (\geq 100,000 \text{円})$

$(100,000 \text{円} - 5,000 \text{円}) \times 10\% = 9,500 \text{円}$

**(2) ふるさと納税**

$[\text{地方公共団体に対する寄附金} - 5,000 \text{円}] \times [90\% - (\text{ロ})] = \text{控除額(ハ)}$

(ロ) その納税者に適用される所得税の限界税率 (0~40%)

(ハ) 個人住民税所得割の額の10%が限度となります。

\* 計算例

$(100,000 \text{円} - 5,000 \text{円}) \times (90\% - 23\%) = 63,650 \text{円}$

**(3) 合計額**

\* 計算例

$9,500 \text{円} + 63,650 \text{円} = 73,150 \text{円}$

所得税において、寄附金控除（所得控除：100,000円 - 5,000円 = 95,000円）により、所得税額が21,850円 (= 95,000円 × 23%) 軽減されることになります。

したがって、所得税における軽減額 21,850円と個人住民税における税額控除額 73,150円を合わせた95,000円、つまり地方公共団体に対する寄附金100,000円のうち5,000円を超える部分の金額が軽減されることになります。

寄附金 100,000円		
寄附金控除対象 95,000円		
住民税の控除 73,150円		
所得税の控除 21,850円	基本控除額 9,500円	特例控除額 63,650円

(大久保 久美子)

## デット・エクイティ・スワップ（DES）を利用した事業承継対策

今回は、企業再生の手法として大企業から中小企業まで幅広く活用されてきたデット・エクイティ・スワップについて、事業承継の観点から見てみます。

### 1. デット・エクイティ・スワップ（DES）とは

会社に対する貸付金などの金銭債権を現物出資することによって、新株を発行することを、デット・エクイティ・スワップ（DES）と言います。デット（債務）とエクイティ（資本）をスワップ（交換）することです。デット・エクイティ・スワップとは、債務の株式化のことであり、債務と交換に株式を発行することを言います。有利子負債の圧縮や資本の増強のための手法として、今までも広く活用されてきました。

従来 of 商法の取り扱いでは、原則として現物出資財産の価額が500万円を超える場合には、検査役の調査が必要でした。この検査役の調査には、手続きに費用と時間がかかるため、実務上の制約となっていました。会社法では、デット・エクイティ・スワップについて、原則として検査役の調査が不要となりました。また、平成18年度税制改正において、債務者企業（新株を発行する会社）における課税上の取扱いが明確になりました。

### 2. デット・エクイティ・スワップのメリット

#### （1）債務者のメリット

過剰債務を減らし、財務体質を健全化できるというメリットがあります。有利子負債の減少により金利負担が軽減されるため、企業再生の手法として利用されています。

#### （2）債権者のメリット

債権者がオーナーである場合には、オーナーの債権を会社に対して現物出資することにより、債権が株式に変換されるため、その会社の株式の相続税評価額が低下するというメリットが生じる場合があります。

貸付金などの債権は、原則として額面での評価となります。例えば、オーナーが会社に1億円を貸し付けている場合、その評価額は1億円です。しかし、デット・エクイティ・スワップを行うことにより、その貸付金が株式に変換されます。そうすることにより、株式としての評価額がそのオーナーの相続財産としての評価となり、一般的には、評価額が低下します。極端な話では、債務超過会社の場合には、評価額ゼロというケースもあり得ます。ただし、相続財産の評価額を下げるためのみの目的で行ったと認められる場合には、租税回避目的として否認され、額面金額による評価が必要とされる可能性もあるため、実行には十分注意が必要です。

また、デット・エクイティ・スワップを行った前後において、株式の価格が変動する場合には、株主間の利益の移転の問題が生じます。つまり、オーナーである債権者がデット・エクイティ・スワップにより新株を取得した結果、株式の価格が上昇した場合には、他の株主に利益が生じます。逆に株式の価格が低下した場合には、他の株主に損失が発生します。この場合には、オーナーである新株を引き受けた者と、他の株主との間の贈与税認定の問題が発生する可能性がありますので、注意が必要です。

### 3. デット・エクイティ・スワップに係る法人税法上の改正

デット・エクイティ・スワップに係る債務者側の取扱いが明確ではありませんでしたが、平成18年度税制改正において規定が整備されました。

すなわち、現物出資した債権の価額は、「時価」によることとされたため、債権の時価相当額につき資本金等の額を増加させ、債権の時価が額面金額を下回る場合は、債権の額面金額と時価相当額との差額が債務消滅差益（債務免除益）として認識されることとなります。この債務消滅差益は、一定の場合には、期限切れ欠損金に充当することができるものとされました。

（税理士 朝倉 令子）

## 相続にまつわるQ&A集シリーズ ⑨

### Q12 遺言の種類とそのメリット・デメリットについて教えてください

**A12** 遺言書には①自筆証書遺言、②公正証書遺言、③秘密証書遺言の3種類があります。それぞれの内容は以下のとおりです。

#### ① 自筆証書による遺言

遺言者本人が自分で記載し、保管します。遺言者が遺言の全文、日付、氏名を自署し押印することが必要です。また、遺言内容を訂正する場合には、「○行目○字加入○字削除 山田太郎」といった記載をし、変更箇所を押印しなければなりません。

この自筆遺言証書は、記載者が亡くなったからといって安易に開封したら無効になってしまいます。家庭裁判所で検認という手続きを経なければなりません。また、遺言書が封印されていた場合には、家庭裁判所で相続人等の立会いのもとで開封しなければなりません。

遺言内容が他人に知られず、また、費用もかからないというメリットがありますが、遺言書に不備があった場合や開封する際に上記のような手続きを踏まないと無効になります。

#### ② 公正証書遺言

公証人に遺言書を作成してもらう方法です。必要書類をそろえて公証人役場に出向かなければならず、また、2人の人に証人になってもらう必要があるなど、手続きは煩雑で、公証人に支払う費用も発生します。ですが、一番安全確実な方法といえます。病気などで公証人役場まで行かれない場合は、自宅や病院に公証人に来てもらうこともできます。

証人になってもらう2人には、遺言書の内容を知られてしまうということはありませんが、紛失、偽造、隠蔽等の恐れがないため、できれば公正証書遺言によるのがいいでしょう。

#### ③ 秘密証書遺言

遺言者の署名以外は誰が書いてもかまわない、というのが秘密証書遺言です。やはり、証人2人とともに公証人役場に行く必要がありますが、公証人が遺言書を保管しないという点が公正証書遺言と異なります。遺言書であるということは公証人によって証明されますが、それ以外の点は自筆遺言証書と同じです。やはり、家庭裁判所の検認も受けなければなりません。

(税理士 朝倉 令子)



朝倉令子税理士事務所

〒392-0010 長野県諏訪市洪崎 1791 番地 95

TEL 0266-58-3091 / FAX 0266-58-9931

<http://www.asakura-office.net>

[info@asakura-office.net](mailto:info@asakura-office.net)